

五、無産療養保健衛生施設の完備。
六、無産者住宅の供給並に其の管理権の獲得。
七、無産婦人の人身賣買の禁止。

六、教 育

三十、義務教育月に於ける資本主義的教育の撤廃。
三十一、義務教育年限の延長並に無産階級子弟の義務教育期間に於ける一切の國庫負担。

七、國 際

三十二、秘密外交の撤廃。
三十三、弱小民族に對する不平等條約其他一切侵略主義的暴壓法撤廃。

規 約

第一章 名 稱

第一條 黨は農民労働黨と稱す。

第二章 目 的

第二條 黨は黨の宣言綱領及決議の貫徹を以て目的とす。

第三章 構 成

第三條 黨は黨の綱領規約を承認する個人並に団体員百名以上を有する労働組合、農民組合及水平社団体をも以て構成す。

第四條 前條の団体に關する資格審査權は中央執行委員會又は黨大會に屬す。

第五條 但し中央執行委員會に於ては委員三分の二以上の同意あることを要す。団体員は所屬団体が黨に加入せると否とに拘らず個人として入黨することを得。

第四章 黨 機 關

第一節 黨大會

第六條 黨大會は黨の最高決議機關として大會代議員、中央執行委員、長及中央執行委員及書記長會計を以て構成す。

第七條 黨大會は毎年一回中央執行委員會之を召集す。

但し中央執行委員會は黨員三分の二以上の要求ありたる時又は委員三分の二以上之が必要ありと認めたる時は臨時大會を召集するものとす。